

みんなで支え合う

国民健康保険



交通事故等、他人の行為が原因の けが等で治療を受けた場合は…

●医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合や病気になる場合でも、国民健康保険（国保）で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するのが原則ですが、国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

●届け出をお願いします

①警察に届け出ます

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

②役場に届け出ます

役場の国保の窓口（住民課保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

●届け出に必要な書類

・第三者行為による傷病届およびその

他に必要な書類（用紙は住民課にあります）

・交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番、役場住民課にあります）

・国民健康保険証

・印鑑（スタンプ式以外のもの）

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

●示談の前に必ず相談を

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していた場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

国民年金 からのお知らせ

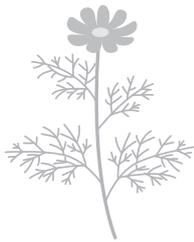
一部免除の承認を受けられた方へ

保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）の承認がされた方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになります。未納期間になると、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあつても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができず、ご注意ください。

納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所にご確認ください。



一部免除	保険料額（平成26年度）
3/4免除（1/4納付）	月額 3,810円
半額免除（半額納付）	月額 7,630円
1/4免除（3/4納付）	月額 11,440円

◆問い合わせ先 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220 お客様相談室 ☎077-567-1311
日野町役場住民課 保険年金担当 ☎6571

